

## 公告書

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号。以下「条例」という。)第 21 条第 1 項の規定に基づき「事業計画書」を作成したので、条例第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、条例第 2 条第 2 項第 9 号に規定する関係住民等(以下「関係住民等」という。)は、本事業計画について生活環境の保全上の見地から意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を弊社に提出することが出来ます。

令和 6 年 11 月 21 日

株式会社 田中商店

1 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称及び代表者氏名	株式会社田中商店 代表取締役 田中光広
所在地	事務所 三重県四日市市小林町 3029 番地 208  平尾工場 三重県四日市市平尾町 665 番地 2
連絡先	0 5 9 - 3 2 7 - 0 8 8 8 (担当者: 栢下正司)

2 産業廃棄物処理施設の設置目的、計画地、処理施設種類、処理対象産業廃棄物

目的	スーパーマーケット、家電販売店等より排出される発泡スチロール等を加熱固化し、マテリアル再生資源としてリサイクルする為
計画地	三重県四日市市平尾町 665 番地 2  三重県四日市市平尾町字南川原 921 番 1
処理施設の種類	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)加熱固化  (上記品目は水銀使用製品の産業廃棄物を除く)
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	処理能力 1 6 0 k g / 日 ( 8 h )  廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

### 3 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	(株)田中商店平尾工場窓口 四日市市県市民センター 三重県四日市地域防災総合事務所 環境室 廃棄物対策課
縦覧開始予定日	令和6年 11月 21日
縦覧時間	午前9:00から午後5:00

### 4 説明会の開催

日時	令和6年12月11日から令和6年12月14日 午後6時より1時間 各回6名以内
場所	三重県四日市市平尾町665番地2 (株)田中商店 平尾工場内

### 5 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和7年1月14日まで
提出先	〒510-0946 四日市市平尾町665番地2 株式会社 田中商店 059-327-0888

提出方法 様式	持参または郵送にて、様式は問わないが住所、氏名、を記載の上、生活環境保全上の見地からの意見、意見の理由を日本語にて記載してください。
---------	--

## 6 その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「意見書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「再見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については弊社のホームページに掲載します。 <a href="http://tanakashouten-mie.com">http://tanakashouten-mie.com</a>